

委員会提出議案第 3 号

日高市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第 6 項及び第 7 項並びに日高市議会会議規則第14条第 2 項の規定により提出します。

令和 6 年12月12日提出

日高市議会議長 鈴 木 健 夫 様

日高市議会運営委員会

提出者

委員長 加 藤 大 輔

提 案 理 由

議会における手続について情報通信技術を活用した方法により行うこと、またオンラインによる方法により委員会等を開催することを可能とするために必要となる共通の事項を定めるほか、文言等の整理を行いたいので、この案を提出するものである。

別紙

日高市議会委員会条例の一部を改正する条例

日高市議会委員会条例（平成４年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の１条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の２ 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第１項の秘密会は、この限りでない。

２ 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

３ 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。

４ オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第21条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第25条第１項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第２項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条中第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３ 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。

第30条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

日高市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
<u>（委員会の開会方法の特例）</u> <u>第15条の2 委員長は、大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u> <u>3 前項の規定による届出をして、オンラインによる方法で委員会に出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。</u> <u>4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u> <u>（出席説明の要求）</u> 第21条 略 <u>2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。</u> <u>（意見を述べようとする者の申出）</u> 第24条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第28条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。</u> <u>（公述人の決定）</u>	<u>（出席説明の要求）</u> 第21条 略 <u>（意見を述べようとする者の申出）</u> 第24条 略 <u>（公述人の決定）</u>

第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</u> 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。 3 <u>公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。</u> （代理人又は<u>文書等</u>による意見の陳述） 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 （参考人） 第29条 略 2 略 3 <u>参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができる。</u> 4 略 （記録） 第30条 略 2 略 3 <u>第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。</u>	第25条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、<u>あらかじめ文書で</u>申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。 （代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述） 第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は<u>文書で</u>意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。 （参考人） 第29条 略 2 略 3 略 （記録） 第30条 略 2 略
--	---